

かごしま地産地消推進店登録要領

第1 趣旨

県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」（以下「推進店」）として登録することで、飲食店等における地産地消の取組拡大や県産農林水産物の消費者への理解促進と消費拡大につなげる。

第2 登録対象店

鹿児島県内において営業している量販店、直売所、飲食店、ホテル、旅館等とする。

第3 登録条件

以下の全ての条件を満たすものとする。

- 1 県産農林水産物の活用にこだわっていることを店のセールスポイントとし、その情報を積極的に消費者に提供していること。
- 2 今後もさらに県産農林水産物の活用を積極的に進めようという意欲があること。
- 3 県による申請書記載内容の公開（ホームページ・メールマガジン等への掲載、マスコミ等への紹介等）を承諾し、県が実施する食育・地産地消推進のためのアンケート調査等に協力すること。

第4 申請方法

登録を希望する者は、「かごしま地産地消推進店登録申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、かごしまの“食”交流推進会議会長（以下「会長」）に提出するものとする。

第5 申請期間

申請受付は、年間通して随時行うものとする。

第6 登録

会長は、受理した申請書の内容を確認し、申請者に結果を通知するとともに、登録条件を満たす申請者を推進店として登録するものとする。

登録は年4回行うものとする（4月登録：1～3月申請分、7月登録：4～6月申請分、10月登録：7～9月申請分、1月登録：10～12月申請分）。

第7 登録証の交付

会長は、推進店に対し、登録証を交付するものとする。

推進店は、登録証を店頭又は店内の見やすい場所に掲示し、推進店のPRに努めるものとする。

なお、登録の取消し、辞退があった場合は、速やかに登録証を返還するものとする。

第8 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、推進店は速やかに「かごしま地産地消推進店変更申請書」(別紙様式2)を会長に提出するものとする。

第9 登録期間

登録期間は1年間とする。

第10 登録の継続更新

登録期間満了1ヵ月前までに、第11により辞退の申し出がある場合又は第12により登録を取り消す場合を除き、登録は自動更新する。

第11 登録の辞退

第3に合致しなくなった場合又は登録の継続更新を希望しない場合、推進店は「かごしま地産地消推進店登録辞退届出書」(別紙様式3)を会長に提出するものとする。

第12 登録の取消し

申請書の記載内容に虚偽があった場合、推進店に法令違反等があった場合又は、営業の状況等が確認できない場合は、会長は当該店の登録を取り消すことができる。

第13 現地確認

会長は、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

第14 推進店の広報・情報提供等

会長は、県のホームページや広報誌等で推進店を広報するほか、マスコミ等に紹介するものとする。

また、会長は、推進店に対し、各種会議や研修会のお知らせ、県産農林水産物や産地の情報提供等を行うものとする。

附則

この要領は、平成18年10月10日から施行する。

平成19年 5月28日から改正する。

平成28年 4月 1日から改正する。

令和 4年 6月28日から改正する。